

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案等は、内閣提出法律案1件、内閣提出承認案件1件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願14種類55件のうち、1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件は、平成6年第129回国会において承認を受けた漁港整備計画について、平成9年6月3日閣議決定された「財政構造改革について」を踏まえ、漁港法第17条第3項の規定に基づき、その一部を変更し、平成6年度以降6年間とされている現行の漁港整備計画の計画期間を2年延長し、平成6年度以降8年間とするため、同条同項の規定により、国会の承認を求めようとするものである。

なお、本承認案件は、衆議院においては、財政構造改革の推進等に関する特別委員会に付託された。

委員会においては、漁港整備計画の2年延長の理由とその影響、今後の整備方針及び漁港・漁村環境整備事業の推進方策等について質疑を行い、討論の後、賛成多数で承認した。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案は、最近における我が国の金融を取り巻く環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るため、合併により設立される農水産業協同組合等を農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象に加える等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、今回の法改正の必要性、農漁協系統信用事業の現状と課題、新設合併に際しての理事等の経営責任、責任準備金の積立状況と保険料率の在り方等について質疑を行い、討論の後、賛成多数で可決した。

〔国政調査等〕

11月27日、平成10年産米の政府買入価格について、政府から説明を聴取した後、これに対する質疑を行った。この中で、平成10年産米の政府買入価格の算定方針、新たな米政策大綱への取組、ミニマム・アクセス米の処理及びその食管会計への影響、新食糧法における農業政策の在り方、米価下落の状況、米在庫過剰下における米の備蓄・管理対策、生産調整及びとも補償に対する政府の取組、行政改革推進に伴う農林水産行政の今後の見通し等の問題を取り上げた。

(2) 委員会経過

○平成9年10月21日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。

○平成9年11月18日（火）（第2回）

- 漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年11月21日（金）（第3回）

- 漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣、政府委員、運輸省及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号） 賛成会派 自民、民緑の一部、社民
反対会派 平成、民緑の一部、共産
欠席会派 二院

○平成9年11月27日（木）（第4回）

- 平成10年産米の政府買入価格に関する件について政府委員から説明を聴いた後、島村農林水産大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成9年12月10日（水）（第5回）

- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月11日（木）（第6回）

- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年12月12日（金）（第7回）

- 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第9号） 賛成会派 自民、民緑、社民
反対会派 共産、二院
欠席会派 平成

- 請願第194号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第192号外53件を審査した。
- 農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、最近における我が国の金融を取り巻く環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るため、合併により設立される農水産業協同組合等を農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象に加える等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象として、経営困難農水産業協同組合と他の農水産業協同組合等との新設合併を追加することとする。
- 2 平成13年3月31日までの時限的措置として、経営困難農水産業協同組合同士による新設合併について、都道府県知事があっせんを行うことができることとし、あっせんを受けて合併する場合には、都道府県知事による経営体制の整備等に関する実施計画の承認を経て、農水産業協同組合貯金保険機構が資金援助を行うこととする。

漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件（閣承認第1号）

【要旨】

本件は、平成6年第129回国会において承認を受けた漁港整備計画について、平成9年6月3日閣議決定された「財政構造改革の推進について」を踏まえ、これを変更する必要があるため、漁港法第17条第3項の規定に基づき、その一部を変更し、平成6年度以降6年間とされている現行の漁港整備計画の計画期間を平成6年度以降8年間と2年延長することとしたので、同条同項の規定により、国会の承認を求めようとするものである。

(4) 付託議案審議表

• 内閣提出法律案（1件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
9	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案	衆	9.10.13	9.12.10	9.12.12 可 決	9.12.12 可 決	9.11.13	9.12.5 可 決	9.12.9 可 決
				○9.11.13 衆本会議趣意説明					

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	漁港法第17条第3項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求める件	衆	9. 9.29	9.11. 7	9.11.21 承認	9.11.28 承認	9.10.17	9.11. 5 承認	9.11. 6 承認
			○9.10.17	衆本会議趣旨説明					